

駅前放置自転車 クリーンキャンペーン

10月22日(金)～31日(日)

都と市区町村では、10月22日(金)～31日(日)の10日間、都内全域で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を実施します。

市では「困ります・自転車置き去り・知らんぷり」をスローガンに、10月22日(金)に田無警察署・東久留米市交通安全協会・駅前商店会・西武バス株式会社・西武鉄道株式会社などの協力を得て、市長を先頭に東久留米駅前での自転車放置防止を呼びかけます。

ご注意ください 放置自転車・バイクの撤去を強化します

「クリーンキャンペーン」の期間中は、路上などに放置された自転車・バイクの撤去をより強化します。東久留米駅周辺を利用する方は、市営の一時自転車等駐車場や年間登録の自転車等駐車場をご利用ください(満車の場合はご容赦願います)。

放置自転車は、歩行や避難の妨げとなるほか、救急車や消防車などの緊急活動の障害となります。自転車やバイクの放置は、いつときより減少しましたが、まだまだ目に付

2010 国勢調査

シリーズ⑦

国勢調査への回答 はお済みですか



22年国勢調査は、わが国が本格的な人口減少社会となつて実施する最初の国勢調査です。日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査で、10月1日現在、日本に住んで

いるすべての方および世帯が対象です。調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉・雇用対策・生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。回答がお済みでない方は、調査票を記入し、同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストへ投函をお願いします。万一、調査票が届いていない場合は、統計調査担当にご連絡ください。詳しくは企画経営室総務課統計調査担当 ☎470・7714へ。

の方へ登録手続きが必要です。00円です。なお、東第9一時利用駐車場は機械式のため、自転車100円・原付200円で、学割がありません。また、西武鉄道などの民間一時利用駐車場は、学割がないほか、各駐車場によって時間ごとの利用料金や、駐車可能な車種が異なりますので、ご注意ください。

撤去された自転車や原付バイクは、自転車集積所(下里2ノ10ノ9、施設管理課作業所内、☎472・9876)で、午前8時半～午後7時(曜・日曜日、祝日は正午まで)に返還しています。※返還を受ける際は、自転車などの鍵・本人確認ができるもの・撤去料金(自転車1000円・バイク2000円)・認め印を持参してください。

詳しくは、同課 ☎470・7764へ。



23年6月の開催に向けて

第15回環境フェスティバル 実行委員を募集します

毎年6月の環境月間に、市内最大規模の環境イベントとして、環境フェスティバルを開催しています。今年6月の第14回では、40ほどの市民団体・企業がパネル展示やスタンプラリーなどのイベントに参加協力。多数の来場者に恵

委員会で一緒に活動をお願いします。申し込みは10月28日(木)までに(必着、はがきに「環境フェスティバル実行委員会応募」と明記し、所属団体名(所属している方・住所氏名(ふりがな)・電話番号・電子メールアドレス)を記入の上、〒203-8555、市役所環境政策課あてに郵送、ファ

体温度計を出すときは、水銀が飛び散らないように丈夫なビニール袋に入れて、口を結んで出してください。※割れた蛍光管は大変危険です。丈夫なビニール袋に入れて、燃やさないごみとして出してください。※白熱電球・ボール電球・点灯管はグリーンボックスに入れて、燃やさないごみとして出してください。※乾電池は袋収集を行っていただきます。グリーンボックスに入れて、燃やさないごみとして出してください。安全で効率的なごみ処理ができるよう、正しい分別にご協力をお願いします。詳しくはごみ対策課 ☎473・2117へ。

生活安定・就職を 応援します

市では、都の委託を受けて一定の所得以下の方(生活保護受給者を除く)を対象に、生活安定に向けた緊急総合対策事業の相談窓口を福祉総務課(市役所1階)に設置しています。

- 【対象となる方(共通要件)】①世帯の生計中心者②課税所得または総収入金額が一定基準以下であること(単身で176万円以下、4人世帯で380万円以下)③預貯金など資産の保有額が600万円以下であること④土地や建物を所有していないこと(現在住んでいる場所の土地や建物は除く)⑤都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと
- 【主な事業】①就職チャレンジ支援事業 正社員への就職にチャレンジする意欲を持つ方に対して職業能力開発センターなどが実施する訓練を受講するもので、受講料は無料です。受講料(470・7809)、電子メール、または同課(市役所5階)に、直接持参してください。

10月18日(月)～24日(日)は行政相談週間です

特設行政相談所を開設します～10月20日(水)午後1時半から

福祉、道路、郵便、旅客運輸関係など
なお、これ以外にも定例相談所(奇数月の第2水曜日、午後1時から市役所2階生活文化課)で受け付けているほか、行政相談委員は、電話での相談も受け付けます。

【行政相談委員】小山正勝氏(☎471・3955)、篠宮松美氏(☎465・1839)、岡部佳子氏(☎474・0379)

※次の機関でも相談を受け付けています。①総務省東京行政評価事務所の「行政苦情110番」☎0570・090110、ファクス(03・5331・1761)②東京総合行政相談所(西武百貨店7階、休業日を除く毎日)☎03・3987・0229。

詳しくは生活文化課人権・市民相談担当 ☎470・7777へ。